

## 令和5年度 重要事項説明書

大切なことを記載していますので、全てにお目通しください。  
不明な点がありましたら、お尋ねください。  
毎年、ご確認ください。

鳳鳴乃里幼稚舎

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人有明福祉会
所在地	佐賀市川副町西古賀941番1
電話番号	0952-45-0071
代表者名	理事長 松永茂樹

## 2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	鳳鳴乃里幼稚舎
施設の所在地	佐賀市川副町西古賀941番1
連絡先	電話番号 0952-45-0071 FAX 0952-45-0026
管理者名	園 長 松永 茂樹
開設年月日	平成28年4月1日

## 3 理念及び教育・保育方針

理 念	ふるさとを愛し、未来を拓く人を育てる。
教育・保育 方 針	一人ひとりを大切にしながら、10の姿を念頭に、環境をとおして心身の発達を促す。
※ 10 の姿	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、次の10点がありますが、一人ひとりの育ちを大切にす為、到達目標ではありません。 (1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (5)社会生活との関わり (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現

## 4 提供する教育・保育の内容等

### (1) 提供する教育・保育の内容等

提供する教育・ 保育の内容等	遊びを大切に活動し、体育活動や知育遊びも実施します。 心身の成長を促す園行事等も大切にしています。
-------------------	--

### (2) 給食

昼食・おやつ	栄養士が成長期の子どもたちに合わせて献立を作成し、毎月月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギー等 への対応	アレルギーのお子様については、指示書を添え個別にご相談ください。 可能な範囲で対応いたします。
衛生管理等	調理員及び調乳職員は、毎月検便を行います。

## 5 職員の種類、員数及び職務の内容

職名	人数	職務の内容
園長	1名	園務を掌理統括し、所属職員を監督する。
主幹保育教諭	2名程度	園長(副園長)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	基準定数に加え 必要に応じて配置	園長の命を受け、園児の教育及び保育に従事する。
看護師	1名程度	乳幼児の健康管理、保健指導等に従事する。
栄養士	1名程度	栄養と給食業務の管理・調理、食育に従事する。
調理師	若干名	給食やおやつの調理に従事する。
その他	若干名	必要に応じて配置する。

※当園では、「幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

また、上記の職員の員数は、園児数及び運営を進める上で変動する場合があります。

## 6 サービス提供年月日、教育保育を行う日及び時間等

(1) サービス提供年月日は、令和4年4月1日(又は入園日)から当該年度末(又は卒・退園日)まで

(2) 開園日、開園時間

開園日	月曜日から土曜日まで。 但し、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日と、12月29日から翌年1月3日を除く。
開園時間	7時30分から18時30分(延長は19時00分まで)

(3) 利用時間及び休業日

認定区分(※)ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

また、定められた利用時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、預かり保育や延長保育を提供します。その際、別途利用者負担が必要となります。

### 【1号認定子ども(以下1号児)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
提供する時間	10時00分から14時00分まで
預かり保育 (一時預かり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日(国民の祝日等を除く月曜日～金曜日) 7時30分～9時59分 14時01分～19時00分</li> <li>・土曜日 8時00分～17時00分</li> </ul>
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日等、その他園長が特に必要と認めた日

冬期休業日 (12/29～1/3)
-------------------

【2号・3号認定子ども(以下2号・3号児)】

提供する曜日	月曜日～土曜日
提供する時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分(11時間以内) 【保育短時間認定を受けた方】 8時00分～16時00分(8時間以内)
延長保育 ※別途追加料金	【保育標準時間認定を受けた方】 18時30分～19時00分 【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時00分、16時00分～19時00分 ※保育標準時間・保育短時間共に、 <u>土曜日は18時30分まで</u>
休業日	日曜日、国民の祝日等、年末年始(12/29～1/3) 災害等で園長が特に必要と認めた日

(3) 教育・保育時間

	対象となるお子様		
	年齢	保育の必要性	教育保育時間
1号児	満3歳以上	無関係	教育標準時間 (概ね4時間程度)
2号児	満3歳以上	あり	保育標準時間 (最大11時間) 保育短時間 (最大8時間)
3号児	0・1・2歳	あり	保育標準時間 (最大11時間) 保育短時間 (最大8時間)

7 利用定員

認定区分	年齢区分	利用定員
1号認定	満3歳児以上	15名
2号認定	満3歳児以上	59名
3号認定	1・2歳児	32名
	0歳児	9名
計	計	115名

※変更になることがあります。

※希望者が**利用定員を2割超過**し、市町の指導がある場合は、**抽選で認定の変更**となる場合があります。

## 8 利用の開始及び終了に関する事項等

入園資格	本園に入園することのできる者は、0歳(6ヶ月)から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び乳児とします。 ただし、 <u>幼児健診(1歳6か月児健診、3歳児健診)</u> と各種予防接種を受けることを条件とします。
入園申込	(1)1号児 <b>直接、園に申し込んでください。</b> ※お住まいの市町への手続きも必要ですので所定の書類の提出をお願いします。 ※ <u>1号で入園の場合、1年間は2号への変更を原則としてお断り</u> することがあります。  (2)2号児及び3号児 お住まいの市町指定の申請書に必要事項を記載し、その他必要な書類を添えて、市町に申請してください。 ※市町が定める期日を厳守してください。(まずは市町に相談してください)
入園選考	(1)1号認定子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合は、募集要項に示された締め切り毎に、次の優先順で選考を行います。 ◎本園の教育理念に賛同する者の子どもであることを確認 ◎次の優先順位において利用定員を超過する場合は、その順位で抽選 ①園勤務者の子ども ②在園児の弟妹 ③卒園児の弟妹 ④卒園児の家族(子や孫) ⑤一般 ※他園併願・2号併願の場合は、第2回選考から参加する。 ※教育理念に賛同しない者は、最終選考まで待って選考に参加する。 ※教育理念に賛同しない場合も、園の教育方針には従わなくてはならない。  (2)2号児及び3号児の入園を希望する者が多数となった場合は、佐賀市が調整を図ります。
転園	転園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
退園	退園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
休園	休園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
卒園の要件	園長は、教育課程を修了した者には、修了証書を授与します。

※退園となる事由としては以下のとおりです。

- (1)保護者から退園の申出があり、所定の手続きが完了したとき
- (2)子ども・子育て支援法第24条に該当したとき(支給認定の取り消し)
- (3)利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4)保育料の納入が2月滞ったとき
- (5)恒常的に実施されている教育内容(行事を含む)に合わせないとき
- (6)園又は職員の誹謗中傷をしたとき
- (7)保護者間のトラブルにより園の業務等に支障をきたしたとき
- (8)就労状況など各種書類で虚偽の申告があったとき

## 9 利用開始後の認定区分等の変更手続き

利用開始後、保護者の就労等の状況、ご家族の構成が変わる場合など、状況が変わった際には、認定区分の変更申請などの手続きが必要です。速やかに園にお知らせください。

### (1) 変更内容

変更内容	例
①認定区分・保育の必要量等	就職、退職、勤務時間等就労状況が変わる場合
②保護者の名前・住所・連絡先等	転居、別居、祖父母との同居など世帯構成が変わる場合

### (2) 変更の手続き先

鳳鳴乃里幼稚園及び市役所

### (3) 園の締切

変更する前月の5日まで

## 10 保育料等に関すること

### (1) 保育料等

保育料は、お住まいの市町が定める額とします。その他の必要な費用は、「別表1」とおりとします。園が定める期日までに保育料等を納入してください。

また、当該費用は、出席の有無(休園含む)にかかわらず納入するものとします。

### (2) 保育料等の滞納

保育料等を2ヶ月以上滞納し、督促に対し誠意をもって対応しない場合は、退園とする場合があります。その場合、退園までに精算をお願いします。

### (3) 保育料等の返還

既納の保育料等は、原則としてこれを返還いたしません。

## 11 支払方法

毎月の保育料・給食費・その他の実費徴収については、事務処理の都合上、金融機関の口座からの引き落としとなりますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 取扱い金融機関 ゆうちょ銀行

(2) 引き落とし日 毎月27日(3月は15日の予定)

当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日です。

(3) 振替手数料 無料

(4) 保育料等が振替できなかった場合

納付書をお渡ししますので、郵便局で納入してください。

振り込み手数料は保護者負担となりますのでご注意ください。

## 12 緊急時における対応方法

(1) 保育中に園児の体調に急変が生じた場合等は、速やかに園児の保護者(どなたか1名)へ連絡し、状況に応じて学校医又は医療機関への連絡又は搬送を行う等、必要な措置を講じます。

(2)保護者への連絡については、予めお知らせいただいた緊急連絡先に、速やかに行います。

ただし、万が一保護者と連絡が取れない場合には、**園児の健康・安全を優先**し、病院受診などの対応をとりますので、予めご了承ください。

園 医	(内 科) 宮崎倫子医師			
	所在地	鍋島五丁目1番1号	電話	0952-31-6511
	(歯 科) こいで歯科医院 小井手秀久			
	所在地	川副町福富829-5	電話	0952-45-8810
救急隊	佐賀広域消防局南部消防署			
	所在地	川副町大字鹿江1152-1	電話	0952-45-6442
警察署	犬井道交番			
	所在地	川副町大字鹿江687-4	電話	0952-45-0110

### 13 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	佐賀消防署へ毎年度届出 防火管理者 園長 松永茂樹
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回)を実施。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備
防犯設備	非常通報装置・錠
避難場所	「園庭」 津波などの場合は別途定める場所(西川副小学校を想定)
園児の引き渡し方法	電話連絡は困難ですので、 <b>緊急連絡メールで連絡</b> します。 予め登録をお願いします。 引き渡し場所で、名前・住所・続柄を記入してください。

### 14 相談・要望・苦情の対応

相談・苦情受付 担当者(窓口)	名前	主幹保育教諭 大田知美	電話	0952-45-0071
相談・苦情 責任者	名前	園 長 松永茂樹	電話	0952-45-0071
第三者委員	名前	監事 山口勝矢 福岡桂	電話	0952-24-2004

※受付方法等 面談・文面・電話で相談や苦情を受け付けます。

※受付時間 8時30分～19時00分 担当者不在の場合は他の職員に申し出てください。

### 15 賠償責任保険等に関する事項

鳳鳴乃里幼稚園では、児童の不慮の災害に備えて2つの保険に加入しております。

①【三井住友海上 賠償保険】に関しましては園負担で加入しております。

②【日本スポーツ振興センター 災害共済】は約240円の自己負担金と同意書が必要です。

同意書は後日配布し、自己負担金は5月(または入園時)の保育料と一緒に引き落とされます。

## 16 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、関係法令及び当法人の個人情報の保護に関する規程に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理します。
- (2) 本園の職員は、保育を提供をする上で知り得た幼児及び乳児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、退職後も同様とします。
- (3) 前項の定めに関わらず、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに保護者の同意を得るものとします。
  - ① 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
  - ② 転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
  - ③ 卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (4) 園児の写真は、園のホームページへ掲載します。同様に、国や地方公共団体及び園の加盟団体から求められれば、必要に応じて提供します。報道機関の撮影及び放送等も許可します。

## 17 保護者と園の連絡について

- (1) お子様を毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取ることが大切であると考えております。そこで、コドモン(インターネットアプリ)を使って情報を発信しておりますので、ご活用ください。なお、成長に応じて記入量は減少して参りますので、ご了承ください。
- (2) 毎月1回、月末に、園だよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせしますので、必ずお読みください。
- (3) 園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、必要に応じて連絡帳を活用します。気になることがありましたら、ご記入ください。

## 18 役員と協力係について

- ・役員は、入園・進級式の日に出選します。人数は、稲穂3名、胡瓜1-2名、茄子1-2名、トマト1-2名、苺1-2名の計10名程度とします。主にPTA連合会(佐賀県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会・佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会)の活動をお願いします。
- ・協力係を設け、行事(駐車場係など)のお手伝いをしてください。全園児1名につき1つの係です。

## 19 健康診断について

1号児・2号児	毎年2回、健康診断を行います。結果については個別に文書でお知らせします。また、身長、体重の測定は毎月行い出席ノートでお知らせします。
3号児	毎年2回、健康診断を行います。結果については個別に文書でお知らせします。また、身長・体重の測定は毎月行い出席カード又は連絡帳でお知らせします。

※園内の感染拡大を防ぐため、予防接種は必ず受けてください。

## 20 入園後に発達上で気になる事がある場合について

気になることがあった場合は、医療機関等への相談をお薦めしています。早期の対応が効果的であると言われておりますので、相談された専門家の助言を家庭と園で共有し、共に育てていきましょう。なお、近年は相談希望者が多ので、早めの予約がお勧めです。



## 21 ご利用に際し、留意していただくこと

登園時間	園児の活動が始まりますので、登園はなるべく9時00分までにお願いします。
欠席等の連絡	欠席や遅刻の場合は、当日9時までに連絡してください。 コドモンのご利用をお勧めしますが、電話(45-0071)も可です。
給食	遅刻の連絡が遅れると給食の提供はできません。 11時00分(年少以上は11時30分)以降に登園された場合は、安全管理上給食の提供はできません。
体調の確認	登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
感染症による登園停止等	麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、 登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。
発熱や呼吸器に異常がある場合	熱が37.5℃以上ある場合や呼吸器に症状が見られる場合は、登園を控えてください。 登園後に同様になった場合は、連絡を差上げます。 登園後38.0℃以上になった場合や呼吸に困難が見受けられる場合は、至急お迎えに来てください。
予防接種の場合	麻疹等の予防接種は望ましいと考えておりますが、接種によって発熱や体調不良になる場合があります。 可能ならば午後に接種されてそのままお休みされる事をお勧めします。 接種後に登園された場合でも38.0℃以上になった時はお迎えの連絡をさせていただきます。
与薬について	医療行為につき、与薬は原則として行いません。 薬が必要なお子様は、体調が良くなるまでお休みいただくか、医師に家庭での与薬をお願いしてください。
お弁当の日	献立表でお知らせする日に(毎月1回、及び必要に応じて)、弁当をお願いします。
土曜預かりのお弁当	勤務等ではないのに、毎週土曜日に預けては子どもがかわいそうです。 原則として、 <b>両親とも勤務(介護・治療)</b> 等の場合にお預かりいたします。 子どもさんの負担にならないよう、適切な利用をお願いします。  ◎1号こども ・お弁当を持参してください。  ◎2号こども ・お弁当を持参してください。  ◎3号こども ・給食があります。 ・申し込み締め切り後の利用希望の場合は、お弁当持参してください

緊急時の連絡	緊急時の連絡に必要ですので、職場の電話番号もお知らせください。 体調急変や怪我などの場合の連絡は、どなたか1人に限ります。
台風等の 災害時	①最寄りの西川副小学校が休校の場合 送迎バス運休 ②西川副小学校区内に避難準備・避難勧告・避難指示発令の場合 全園児休園、送迎バス運休 ③上記以外の場合も、園児の安全優先の観点から、暴風圏内における登園はなるべく控えてください。
インフルエンザ等 の感染拡大時	感染拡大を防止するため、1号児は市町の指針に基づき学級閉鎖をすることがあります。 2号児・3号児も、なるべく登園を控えられることをお勧めします。

## ＜ 令和5年度 諸負担額一覧表 ＞ 別表1

### 1 保育料 保育料は、お住まいの市町が定める額です。

※基本となる保育料は、1号児（満3歳以上）、2号児（3歳以上）、3号児（3歳未満）の市町村税非課税世帯は無償です。詳しくは市町へお尋ねください。

※毎年9月に金額の見直しがあります。

### 2 保育料以外の負担額

#### 特定保育料（第18条関係）

	対 象	金 額	内 容
特別教育費	年少以上	1,000円／月	特別教育講師への謝金等
行事協力金	全 員	2,000円／年	ホール代・体育館代等 ※年度中途入園の場合は減免あり
施設整備 ・維持費	全 員	1,000円／月	施設整備・維持にかかる費用

#### 実費（第18条関係）

	対 象	金 額	内 容
災害共済掛金	全員	240円／年	日本スポーツ振興センター掛金
給食費	1号	平日 6,500円／月	詳しくは後述「4. 給食費」のとおり
	2号		※土曜日は弁当持参してください
	3号	0円	不要
送迎バス代	利用者	3,300円／月	往復・片道・距離問わず一律
アルバム代	年長児	1,700円／月	卒園アルバム・ビデオ代
年間教材費※	全員	2,500～約1万円／年 平均5,200円／年	絵の具、出席ブックなどの教材
制服代※	年少以上	約2万3千円	上着・ズボンスカート・ネクタイ
体操服代※	2歳以上	約4,200円	帽子・ズボン・シャツ
通園用品代 ※	全員	1,500～約1万円	通園バッグ類・スモック等
PTA連合会費	全員	約千円	佐賀市（県）私立幼稚園・認定こども園連合会PTA連合会の会費

※印は必要に応じて購入してください。

◎土曜日は、「トマト組以上の1号児」と「茄子組以上の2号児」は弁当を持参してください。（令和4年度から）

◎予めからのご案内のとおり、令和5年度からはPTA連合会からの請求額を全園児に負担していただきます。

### 3 時間外保育の追加料金(認定区分・学年毎)

	時間区分								
	7:30~	8:00~16:00				~17:00	~18:00	~18:30	~19:00
1号	7:30 から 7:59	8:00 から 8:39	8:40 から 9:59	10:00 から 14:00	14:01 から 16:00	16:01 から 17:00	17:01 から 18:00	18:01 から 18:30	18:31 から 19:00
平日	100円 /回	100円 /回	0円	標準教育時間 4時間	0円	200円 /回	200円 /回	200円 /回	100円 /回
1号 土曜日		450円 /回							※平日 のみ
2号・3号 短時間		保育短時間 8時間以内							
2号・3号 標準時間		保育標準時間 11時間以内							

- ① 1号児の預かり は、共働きなどのご家庭が**所定の手続き**を完了すれば減免が受けられます。  
※延長保育料の減免額は、日額450円、月の上限は1. 13万円(新3号は16,300円)です。  
詳しくは市町へお尋ねください。
- ② 土曜日の預かりは、原則として、両親とも子どもをみる事が出来ない場合に限ります。  
◎18:30以降の延長はできません。
- ③ 19時を過ぎますと、1時間毎に2,000円徴収させていただきます。

### 4 給食費

- ① 1号こども 6,500円  
◎土曜日はお弁当を持参してください。
- ② 2号こども 6,500円  
◎土曜日はお弁当を持参してください。
- ③ 3号こども 保育料に含みます。
- ④ 副食費免除のこども 2,000円  
◎副食費減免は、市町からの指示があった場合に限りです。  
◎以下のいずれかの場合は、副食費の免除制度があります。詳しくは市町へご相談ください。
  - ・年収360万円未満相当世帯の子ども  
※市町村住民税額(住宅借入金等の税額控除前のもの)に基づき算定されるため、世帯年収が360万円未満でも副食費の免除対象とならない場合があります。
  - ・第3子以降の子ども  
※1号児は小学3年生以下、2号児3号児は就学前、それぞれの上から数えます。

- 5 前述の定めに拘わらず、物価高騰の際はやむを得ず値上げさせていただく場合もあります。